

国民健康保険システム及び後期高齢者支援システム再構築・標準化対応業務に関する審査項目・配点基準表

評価分類	審査	関連文書	目次	審査項目	審査基準	重要度 (参考)	配点	評価点
企画・技術提案に関する項目 (提案内容、履行体制、スケジュール等)	一次審査	提案書	1 調査件名					
			2 委託期間					
			3 調査案件の概要					
			3(1) 概要	本業務の実施に当たって、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づく国の基準に適合したシステム構築を行う基本姿勢を示すこと。	・標準化対応のことを十分理解した方針が記載されているか ・具体的な考え方／取組が整理されていて、当該取組が本市の期待を充足する提案となっているか	大	40	(40点):標準化に対する具体的な考え方(取組)が明記されており、市の期待以上の提案となっている。 (25点):標準化に対する具体的な考え方(取組)が明記されている。 (10点):標準化に対する考え方(取組)が具体的ではないが、対応する旨が記載されている。 (0点):明記されていない。
			3(2) 国民健康保険システム及び後期高齢者支援システムの再構築とガバメントクラウドの利用等					
			3(3) 国民健康保険システム及び後期高齢者支援システム再構築実施方針					
			3(4) 国民健康保険システム及び後期高齢者支援システムの概要	本業務の位置付け、再構築方針等を理解した上で、本業務に対する基本姿勢を示すこと。	・本市のシステム再構築方針を十分理解した提案となっているか ・具体的な考え方／取組が整理されていて、当該取組が本市の期待を充足する提案となっているか	大	40	(40点):本市再構築方針にそって具体的な考え方(取組)が明記されており、市の期待以上の提案となっている。 (25点):本市再構築方針にそって具体的な考え方(取組)が明記されている。 (10点):本市再構築方針にそって具体的ではないが、対応する旨が記載されている。 (0点):明記されていない。
			3(5) システムの調査範囲					
			3(6) スケジュール概要	システム再構築に関するスケジュールを工程ごとに具体的に示すとともに、本市職員や関連ベンダー等が具体的に関与することが必要となる作業工程・時期を示すこと。	・本市が示すスケジュールに則っているか ・作業工程が詳細化されているか ・無理のないスケジュールとなっているか ・マイルストーンを考慮しているか ・市の繁忙期を考慮したスケジュールとなっているか	大	40	(40点):本市の繁忙期を踏まえううえで、本市職員の作業負荷を考慮したスケジュールとなっており、加えて他ベンダーとの調整を含む必要な工程が全て含まれている。また、各工程の期間も妥当なものとなっている。 (25点):本市の繁忙期を踏まえううえで、本市職員の作業負荷を考慮したスケジュールとなっており、各工程の期間も妥当なものとなっている。 (10点):各工程の期間が妥当なスケジュールとなっているが、必要な工程が全て含まれていない。 (0点):構築スケジュールはあるが、現実的なスケジュールとなっていない。
			3(7) 作業概要	各作業工程に対しての取り組みを示すこと。	・各作業工程に対しての取り組みが詳細化されているか ・職員負担の作業負荷を軽減する提案がされているか	大	40	(40点):各作業において取り組み内容が詳細に記載されている。さらに職員の作業負荷(打ち合わせ回数、確認回数等)を軽減する具体的な方法が示されており、現実性も高く実際に作業負荷軽減が見込める。 (25点):各作業において取り組み内容が詳細に記載されている。職員の作業負荷を軽減する方法は示されていない、または、示されているが現実的に作業負荷軽減に繋がらない可能性がある。 (0点):各作業における取り組み内容が詳細に記載されていない。
			3(8) 納入成果物及び期日					
			4 システム要件					
			4 システム要件	標準仕様書の要件(機能・帳票・連携)に対する対応方針を示すとともに、対応方針に対する事業者としての考え方を示すこと。 ※機能・帳票・連携の個別要件に対する提案は、以降の項目で提案すること。	・標準仕様書の要件(機能・帳票・連携)に対する対応方針とそれに対する事業者としての考え方(実施区分)に応じた考え方と実施区分変更時の対応方針など)が具体的に示されているか。	中	20	(20点):標準仕様書の要件に対しての対応方針と事業者としての考え方が具体的に示されており、市の期待以上の提案となっている。 (12点):標準仕様書の要件に対しての対応方針と事業者としての考え方が具体的に示されている。 (0点):標準仕様書の要件に対しての対応方針と事業者としての考え方が具体的に示されていない。
			4(1) 機能要件					
			機能要件(標準準拠)	別紙①.機能要件(標準準拠)に対する対応可否を様式①.機能要件に示すこと。	・オプション機能に対して多数対応しているか ・対応できないオプション機能に対して代替案もしくは今後の対応方針が、本市にとって有益な提案となっているか ・必須機能に対して“▲”となる場合、代替案もしくは今後の対応方針が示されているか	中	20	(20点):機能要件のオプション機能に対して全て対応可能もしくは一部“▲”となるが、代替案もしくは今後の対応方針が、本市にとって有益な提案となっている。 (12点):機能要件の必須機能に対して全て対応可能もしくは一部“▲”となり、代替案もしくは今後の対応方針が示されている。 (0点):機能要件の必須機能に対して一部“▲”となるが、代替案も今後の対応方針も記載されていない。要件がある。
			機能要件(標準対象外)	別紙①.機能要件(標準対象外)に対する対応予定を様式①.機能要件に示すこと。	・各機能要件に対して対応可能となっているか ・対応可能でない場合も職員負担を考慮した代替案もしくは今後の対応方針が示されているか	大	40	(40点):機能要件に対して全て対応可能もしくは一部“▲”となるが、職員負担を考慮した代替案もしくは、今後の対応方針が具体的に示されており、市の期待以上の提案となっている。 (25点):機能要件に対して一部“×”となるが、対応不可となる妥当な理由が示されている。 (0点):機能要件に対して一部“×”があり詳細内容が記載されていない。要件がある。
			4(2) 帳票要件					
			帳票要件(標準準拠)	別紙①.帳票要件(標準準拠)に対する対応可否を様式①.帳票要件に示すこと。	・オプション機能に対して多数対応しているか ・対応できないオプション機能に対して代替案もしくは今後の対応方針が、本市にとって有益な提案となっているか ・必須機能に対して“▲”となる場合、代替案もしくは今後の対応方針が示されているか	中	20	(20点):帳票要件のオプション機能に対して全て対応可能もしくは一部“▲”となるが、代替案もしくは今後の対応方針が、本市にとって有益な提案となっている。 (12点):帳票要件の必須機能に対して全て対応可能もしくは一部“▲”となり、代替案もしくは今後の対応方針が示されている。 (0点):帳票要件の必須機能に対して一部“▲”となるが、代替案も今後の対応方針も記載されていない。要件がある。
			帳票要件(標準対象外)	別紙①.帳票要件(標準対象外)に対する対応予定を様式①.帳票要件に示すこと。	・各帳票要件に対して対応可能となっているか ・対応可能でない場合も職員負担を考慮した代替案もしくは今後の対応方針が示されているか	大	40	(40点):帳票要件に対して全て対応可能もしくは一部“▲”となるが、職員負担を考慮した代替案もしくは、今後の対応方針が具体的に示されており、市の期待以上の提案となっている。 (25点):帳票要件に対して一部“×”となるが、対応不可となる妥当な理由が示されている。 (0点):帳票要件に対して一部“×”があり詳細内容が記載されていない。要件がある。
			4(3) 連携要件					
			連携要件(標準準拠)	別紙①.連携要件(標準準拠)に対する対応可否を様式①.連携要件に示すこと。	・オプション機能に対して多数対応しているか ・対応できないオプション機能に対して代替案もしくは今後の対応方針が、本市にとって有益な提案となっているか ・必須機能に対して“▲”となる場合、代替案もしくは今後の対応方針が示されているか	中	20	(20点):連携要件のオプション機能に対して全て対応可能もしくは一部“▲”となるが、代替案もしくは今後の対応方針が、本市にとって有益な提案となっている。 (12点):連携要件の必須機能に対して全て対応可能もしくは一部“▲”となり、代替案もしくは今後の対応方針が示されている。 (0点):連携要件の必須機能に対して一部“▲”となるが、代替案も今後の対応方針も記載されていない。要件がある。
			連携要件(標準対象外)	別紙①.連携要件(標準対象外)に対する対応予定を様式①.連携要件に示すこと。	・各連携要件に対して対応可能となっているか ・対応可能でない場合も職員負担を考慮した代替案もしくは今後の対応方針が示されているか	大	40	(40点):連携要件に対して全て対応可能もしくは一部“▲”となるが、職員負担を考慮した代替案もしくは、今後の対応方針が具体的に示されており、市の期待以上の提案となっている。 (25点):連携要件に対して一部“×”となるが、対応不可となる妥当な理由が示されている。 (0点):連携要件に対して一部“×”があり詳細内容が記載されていない。要件がある。
			5 非機能要件					
			5(1) 非機能要件の標準	別紙①.非機能要件の実現に向けた方針について記載すること。	・非機能要件の実現に向けた方針が適切かつ具体的に記載されているか	中	20	(20点):方針が適切かつ具体的に示されている。 (12点):方針が具体的ではないが適切に示されている。 (0点):方針が示されていない。
			5(2) 規模要件					
			5(3) ログイン要件	ログイン要件への対応を記載すること。	・ログイン要件を満たす提案となっているか	小	10	(10点):現行と同様のログイン方法が提案されている。 (6点):現行と異なるログイン方法だが、ユーザーIDやパスワードの管理などの面で職員負担増は想定されない。 (0点):現行と異なるログイン方法であり、ユーザーIDやパスワードの管理などの面で職員負担増が想定される。
			6 情報システム稼働環境要件					
			6(1) ガバメントクラウド	ガバメントクラウドでの対応方針を示すこと。 ガバメントクラウド上での責任分界点を示すこと。 運用管理補助者が提供する管理メニューや利用方式について記載すること。	・ガバメントクラウドでの対応方針が明確に示されていること ・ガバメントクラウド上での責任分界点が明確に示されており、職員負担を考慮した方針となっていること ・ガバメントクラウド運用管理補助委託契約)を締結する意向があり、管理メニューや利用方式についての提案が示されているか	大	50	(50点):ガバメントクラウドでの構築が現実的な提案となっている。またガバメントクラウド上やネットワークの責任分界点が明記されている。さらに運用管理補助者としての提案が具体的に記載されている。 (30点):ガバメントクラウドでの構築が現実的な提案となっている。またガバメントクラウド上やネットワークの責任分界点が明記されている。さらに運用管理補助者としての提案が具体的でないが記載されている。 (10点):ガバメントクラウドでの構築が提案されているが手法に疑問点がある。「ガバメントクラウド運用管理補助委託契約」を締結する意向はある。 (0点):ガバメントクラウドでの構築がでない、またはガバメントクラウドでの構築をすると記載されているが、「ガバメントクラウド運用管理補助委託契約」を締結できない。
			6(2) ネットワーク要件					
			6(3) クラウド端末・周辺機器要件					
			6(4) 開発要件	クライアント要件などの稼働環境の要件に対応した実現方法を示すこと。	クライアント要件などの稼働環境の要件に対応した提案となっているか	小	10	(10点):クライアント要件などの稼働環境の要件への対応が具体的に記載されている。 (6点):クライアント要件などの稼働環境の要件への対応が具体的ではないが、記載されている。 (0点):クライアント要件などの稼働環境の要件への対応が記載されていない。
			6(5) ソフトウェア要件					
			6(7) 印刷要件					
			6(6) 文字管理要件	文字管理要件に対応した実現方法を示すこと。 文字要件の標準準拠対応方針を示すこと。	・文字管理要件に対応した提案となっているか ・文字要件の標準準拠対応方針が明示されているか	中	20	(20点):文字管理要件への現実的な対応が記載されている。また文字要件の標準準拠方針が明確に記載されている。 (12点):文字管理要件への現実的な対応が記載されている。 (5点):文字管理要件へ対応について提案されている方法に疑問点があるが、記載されている。 (0点):文字管理要件への対応が記載されていない。
			7 テスト要件					
			7(1) テスト方法	結合／総合テスト、及び受入(運用)テストにおいて、職員の作業負荷軽減するための方法や提案者との役割分担を具体的に示すこと。	・各テスト方法が具体的に示されているか ・職員の負荷軽減が図れる方法となっているか	中	20	(20点):各テスト方法が具体的に示されており、各テスト工程(特に入受テスト)における職員の作業負荷軽減が見込める提案となっている。 (12点):各テスト方法が具体的に示されており、各テスト工程(特に入受テスト)における職員の作業負荷が一定程度発生する。 (0点):職員の作業負荷が高い提案となっている、又は記載されていない。
			7(2) テストデータ					
			7(3) 接続試験					

国民健康保険システム及び後期高齢者支援システム再構築・標準化対応業務に関する審査項目・配点基準表

評価分類	審査	関連文書	目次	審査項目	審査基準	重要度 (参考)	配点	評価点						
企画・技術提案 に関する項目 (提案内容、機 行体制、スケ ジュール等)	一次審査	提案書	8 移行要件											
			8(1) 移行計画書の策定	システム移行において、新システムの安定稼働、及び職員の作業負担軽減するための方法や手順、提案者との役割分担を具体的に示すこと。	・新システムが安定稼働するための方法となっているか ・職員の負担軽減が十分図れる方法となっているか ・非機能要件の標準のグレードを満たす移行方法となっているか	大	40	(40点)：システム切替について、具体的な方法、本市の作業が具体的に明確されており、非機能要件の標準グレードを満たす移行計画となっている。また作業負担軽減のための工夫が記載されているうえで、これらの提案が現実的で実現可能なものとなっている。 (25点)：システム切替について、具体的な方法、本市の作業が具体的に明確されており、非機能要件の標準グレードを満たす移行計画となっている。 (10点)：システム切替について、具体的な方法、本市職員の作業が記載されている。 (0点)：システム切替について方法、本市職員の作業が記載されているが、具体的にない。						
			8(2) リハーサルの実施											
			8(3) 移行プログラムなどの作成											
			8(4) データ移行の実施											
			8(5) その他データ移行詳細条件											
			8(6) 移行データの検証											
			8(7) 移行対象データに関する留意事項											
			8(8) 新システム稼働後の移行											
			9 運用保守要件											
			9(1) 運用時間	運用保守は本業務の調達範囲外であるが、新システム稼働以降は受託事業者と随意契約で運用保守契約を締結することが見込まれるため、運用保守において、職員の負担を軽減するための方法や提案、提案者との役割分担を具体的に示すこと。	・職員の負担軽減が十分図れる方法となっているか ・市の利便性を確保できる提案となっているか ・非機能要件の標準のグレードを満たす運用保守要件となっているか ・ガバメントクラウド利用料を低減する提案となっているか	大	40	(40点)：職員の負担軽減策及びガバメントクラウド利用料低減策が具体的にあり、非機能要件の標準を意識した提案となっている。また、これらの提案が現実的で実現可能なものとなっている。 (25点)：職員の負担軽減策及びガバメントクラウド利用料低減策が具体的にあり、非機能要件の標準を意識した提案となっている。 (10点)：職員の負担軽減策及びガバメントクラウド利用料低減策が具体性に欠ける部分はあるが、現行と同等の運用保守作業が実施できる提案となっている。 (0点)：職員の負担軽減策及びガバメントクラウド利用料低減策や現行と同等の運用保守作業が記載されているが、理解できない。						
9(2) サービスレベル														
9(3) 業務の引継ぎに関する要件														
事業者に関する項目 (実績、配置人員等)	一次審査	提案書	10 実施体制	本業務の実施体制及び人員の実績、保有資格を具体的に示すこと。また、他自治体における導入実績を示すこと。	・プロジェクトの主要メンバー(PM、PL)が過去に国民健康保険システム及び後期高齢支援システムの構築経験を持っているか ・プロジェクトの体制において、各ポジションのメンバーが必要な資格や経験を保有しているか	中	20	(20点)：体制にプロジェクト責任者、品質管理責任者、プロジェクトリーダー、チームリーダー等を重複なく、かつ知見及び複数の中核市以上での構築実績のある要員を配置している。 (12点)：体制にプロジェクト責任者、品質管理責任者、プロジェクトリーダー、チームリーダー等を重複なく、かつ知見及び中核市以上でなくとも構築実績のある要員を配置している。 (5点)：体制の一部担当が重複しているが、負荷が集中しないように配慮(対応時期など)した配置になっている。 (0点)：体制の一部担当が重複しているが、負荷が集中しないように配慮(対応時期など)した配置になっているが、各担当者の実績が小規模自治体に限られる。						
			11 プロジェクト管理方法											
			11(1) 管理方法	本業務の管理体制(進捗管理、品質管理、課題管理等)を具体的に示すこと。	・本プロジェクトにおけるマネジメントの手法(品質管理、進捗管理、課題管理等)が記載されているか ・各工程(開発の各工程、運用工程)でマネジメント手法を用いているか ・利用するマネジメントの手法が他自治体等での実績の成功事例に基づいているか	小	10	(10点)：設計・開発、運用工程ごとにマネジメント手法が検討されており、記載されたマネジメント方法が、本市職員にとっても管理状況がわかり易く、作業負担が軽減されているものとなっている。 (5点)：全ての作業工程において、同一のマネジメント手法が検討されており、記載されたマネジメント方法が、本市職員にとっても管理状況がわかり易いものとなっている。 (5点)：マネジメント手法が記載されている。 (0点)：マネジメント手法が記載されているが、理解できない、効果が期待できない。						
			11(2) 作業場所											
			11(3) 作業時間											
			12 特記事項											
			12(1) 著作権											
			12(2) 法改正対応・標準仕様書群改版時の対応	法改正・標準仕様書群改版時に對する提案システムの対応方針(無償範囲、有償範囲等)を記載すること。	・提案システムについて法改正対応時・標準仕様書群改版時の対応方針が記載されており、標準機能として法改正対応時に柔軟に対応できる機能を備えているか	大	50	(50点)：法改正対応時・標準仕様書群改版時の対応方針が記載されており、標準機能として法改正対応に対応できる有用な機能を持ったシステムとなっている。また、行政からの補助がある変更を除くすべての法改正対応を運用期間中無償で行うことを対応方針としている。 (30点)：法改正対応時・標準仕様書群改版時の対応方針が記載されており、標準機能として法改正対応に対応できる機能を持ったシステムとなっている。 (10点)：法改正対応時・標準仕様書群改版時の対応方針が記載されている。 (0点)：法改正対応時・標準仕様書群改版時の対応方針が記載されているが、理解ができない、現実的でない。						
			12(3) 個人情報の取扱い											
			12(4) 再委託	再委託の有無を記載すること 有の場合には、再委託先、再委託先の監理に関する記載をすること。	・再委託をしない提案となっているか ・再委託をする場合は再委託先に対し、適切な監理がされている提案となっているか	小	10	(10点)：再委託をしない提案、もしくは、再委託をする想定があるが再委託先に対する監理の方法が明記されていて、市が期待する以上の方法となっている。 (8点)：再委託があり、再委託先に対する監理の方法が明記されていること。 (5点)：再委託があり、委託先に対する監理の方法が一部具体的ではない。 (0点)：再委託があり、委託先に対する監理の方法が理解できない、記載されていない。						
			その他(事業者の 意欲、理解力等)	一次審査	自由提案	12(5) 特定個人情報保護評価書	特定個人情報保護評価書作成の支援方針を記載すること。	職員負担を低減する提案となっているか	小	10	(10点)：特定個人情報保護評価書の支援方針が明記されており、職員負担のない方法となっている。 (6点)：特定個人情報保護評価書の支援方針が明記されているが、一部職員に負担が生じる。 (0点)：特定個人情報保護評価書の支援方針の記載がない、または、全て職員対応となる提案である。			
12(6) 適合性の確認	標準化基準の適合性の確認に対する対応を記載すること。	・職員負担を低減する提案となっているか				大	50	(50点)：適合性の確認に対する具体的な提案がされており、職員負担の少ない市の期待以上の提案となっている。 (30点)：適合性の確認に対する具体的な提案がされている。 (10点)：適合性の確認に対する提案がされているが、職員負担が大きいことが見込まれる。 (0点)：適合性の確認に対する提案がされているが、理解できない、現実的でない、職員負担が大きい。						
創意工夫事項	提案者が想定する職員の業務効率化、作業負担軽減に繋がる先端技術の活用、対象業務及び方法や中長期的な展開も視野に入れた提案を具体的に示すこと。	・先端技術を取り入れた業務改革の考え方で評価する ・先端技術を活用し、職員の業務効率化、作業負担軽減などに繋がる有益な提案となっているか ・中長期的な展開も視野に入れた提案がされているか				中	20	(20点)：提案内容は具体的なかつ本市の特性を踏まえており、採用することで高い効果が期待できる。 (12点)：提案内容は具体的なかつ本市の特性を踏まえており、採用することで一定の効果が期待できる。 (0点)：提案が示されているが、利点になるか判断できない。 (0点)：提案がない。						
二次審査合計							730							
その他(事業者の 意欲、理解力等)	二次審査	プレゼンテーション				プレゼンテーション	提案書及びプレゼンテーションに対して本件調達の本旨に照して、貴社が最も強みを発揮できると考える点についてプレゼンテーションすること。	・プレゼンテーションについてはプロジェクトの主要メンバー(PM、PL)が行うこととし、特にPMの能力を評価する ・国民健康保険システム及び後期高齢支援システム再構築方針等を理解し、論理的な説明ができていない ・提案書との不整合はないか ・提案者の持つ強みについて、どれくらい独自の性のあるものとなっているか、また、これまでの実績等に基づき、どれくらい実現可能性の高いものとなっているか	大	80	(80点)：国民健康保険システム及び後期高齢支援システム標準化方針等を十分に理解し、論理的な説明ができていて、PMが非常に高い能力を有している。 (50点)：国民健康保険システム及び後期高齢支援システム標準化方針等を理解して論理的な説明ができていて、PMが高い能力を有している。 (20点)：国民健康保険システム及び後期高齢支援システム標準化方針等を理解しているが、論理的な説明ができていない。PMが標準的な能力を有している。 (0点)：国民健康保険システム及び後期高齢支援システム標準化方針等を理解しているが、論理的な説明ができていない。PMの能力が低い。			
						リスク対応	本件の履行にあたり、今後生じることが想定される困難な課題、及びそれを解決するに当たり重要視すべき点について説明すること。	・業務履行に当たってのリスクをどれくらい客観的に捉えられているか ・経験及び業務遂行体制に基づき、どれくらい説得力のある説明となっているか	大	80	(80点)：国民健康保険システム及び後期高齢支援システム標準化におけるリスクを十分に理解し、リスクを想定した対策が十分にできている。 (50点)：国民健康保険システム及び後期高齢支援システム標準化におけるリスクを理解し、リスクを想定した対策ができている。 (20点)：国民健康保険システム及び後期高齢支援システム標準化におけるリスクを理解しているが、リスクを想定した対策が一部できていない。 (0点)：国民健康保険システム及び後期高齢支援システム標準化におけるリスクを理解しているが、リスクを想定した対策ができていない。			
						質疑応答	提案書及びプレゼンテーションに対する本市からのヒアリングに回答すること。	・提案書との不整合はないか ・質疑の受け答えは明解かつ適切か	大	80	(80点)：質問に対して的確な回答ができていて、PMが非常に高い能力を有している。 (50点)：質問に対して妥当な回答ができていて、PMが高い能力を有している。 (20点)：一部の質問に対しては妥当な回答ができていない。 (0点)：質問に対して妥当な回答ができていない。			
						二次審査合計				240				
						評価点合計				980				
						参考見積価格 に関する項目 (提案内容との 整合性、価格 評価等。)	価格審査	見積書、見積明細書	見積金額	運用保守は本業務の調達範囲外であるが、新システム稼働以降は受託事業者と随意契約で運用保守契約を締結することが見込まれるため、運用保守費用(参考価格)についても見積算すること。	本市の定義した方法による	大	60	提案事業者のうち、提案金額が最も低い提案に対して満点となる5割割合で点数化する。具体的には以下の計算式とする。 (価格点)=50×(最低見積価格(税抜)/見積値(価格(税抜)))(小数点以下四捨五入) ※最低見積価格は提案者の見積もりの中で最も低い見積価格とする
										本業務を遂行する上で必要となる費用明細を記載すること。 システム開発費用を含めること。	本市の定義した方法による	大	110	契約予定価格の範囲内での提案のうち、提案金額が最も低い提案に対して満点となる5割割合で点数化する。具体的には以下の計算式とする。 (価格点)=100×(最低見積価格(税抜)/見積値(価格(税抜)))(小数点以下四捨五入) ※最低見積価格は提案者の見積もりの中で最も低い見積価格とする
											契約予定価格を超える提案は無効とする。			
			価格点合計							170				
			総合計							1,150				